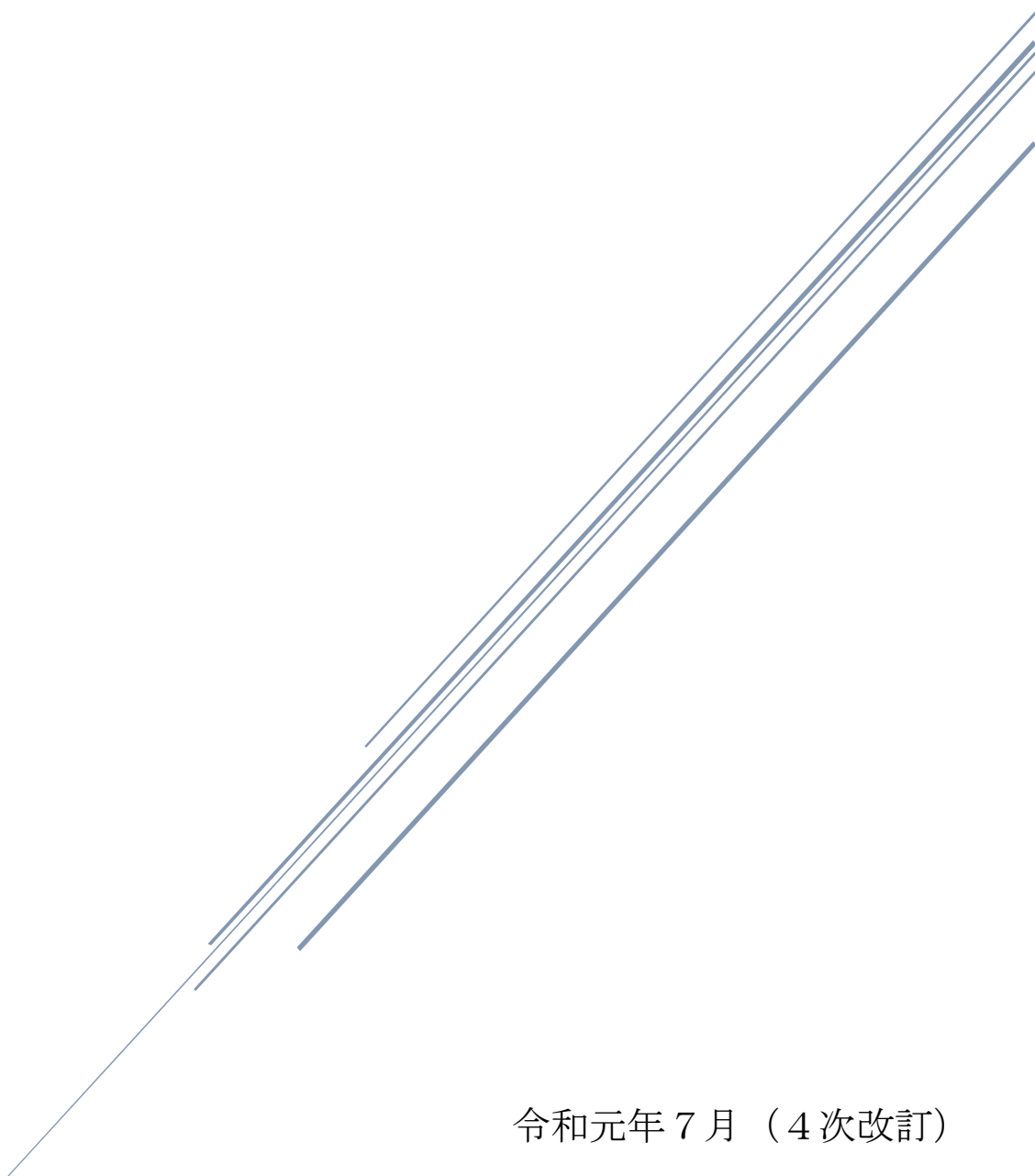


始良市業務継続計画

(地震災害対応編)



令和元年 7 月（4 次改訂）

始良市

内容

I	はじめに.....	1
1	業務継続計画とは.....	1
2	業務継続計画策定の効果.....	2
3	業務継続計画と地域防災計画との関係.....	3
4	業務継続計画策定の基本方針.....	4
(1)	業務継続計画の基本方針.....	4
(2)	計画の構成.....	4
(3)	計画の対象.....	4
(4)	非常時優先業務の選定.....	4
5	業務継続計画の継続的改善.....	5
II	災害の想定（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）.....	6
III	首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制.....	10
IV	本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定.....	14
1	始良本庁.....	14
2-1	加治木庁舎.....	15
2-2	教育部局関係.....	15
3	蒲生庁舎.....	16
4	あいら清掃センター、クリーンセンター、あいら斎場.....	16
V	電気、水、食料等の確保.....	17
1	市長部局.....	17
2	教育部局.....	19
VI	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保.....	20
VII	重要な行政データのバックアップ.....	21
1	現状等.....	21
VIII	非常時優先業務の整理.....	22
1	業務の区分と内容.....	22
2	非常時優先業務選定基準表.....	22
IX	今後の検討課題.....	25

改訂履歴

	年月	改訂内容
初版（暫定版）	平成 28 年 12 月	－
1 次改訂	平成 29 年 5 月	・ 参集人数の見直し（平成 29 年 4 月現在に更新） ・ 非常時優先業務の業務再開目標を 5 区分化し別冊で一覧化
2 次改訂	平成 29 年 11 月	・ 非常時優先業務の業務再開目標を行政組織規則に基づく業務開始（再開）目標集約表及び始良市地域防災計画に基づく業務開始目標集約表を一括で一覧、別冊化。
3 次改訂	平成 30 年 6 月	・ 本編Ⅲ 【参集人数の見直し】の更新（平成 30 年 4 月現在に更新） ・ 本編Ⅷ【非常時優先業務選定基準表】の更新（非常時優先業務の整理について、表の名称を「災害応急対策業務・継続通常業務」から「非常時優先業務選定基準表」に改称。）
4 次改訂	令和元年 7 月	・ 本編Ⅲ 【参集体制の見直し】【参集人数の見直し】の更新（平成 31 年 4 月現在に更新） ・ 本編Ⅷ【非常時優先業務選定基準表】の更新 ・ 本編Ⅸ【今後の検討課題】の更新

1 業務継続計画とは

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして、各種の災害対応マニュアルがある。業務継続計画はこれらの計画等を補完し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

非常時優先業務

通常業務

業務継続の優先度が高いもの

+

地域防災計画による
災害応急対策業務

+

早期実施の優先度が高いもの

地域防災計画による
災害復旧・復興業務

発災後の
他の新規
発生業務

=

応急業務

(出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」(H28.2 内閣府))

2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

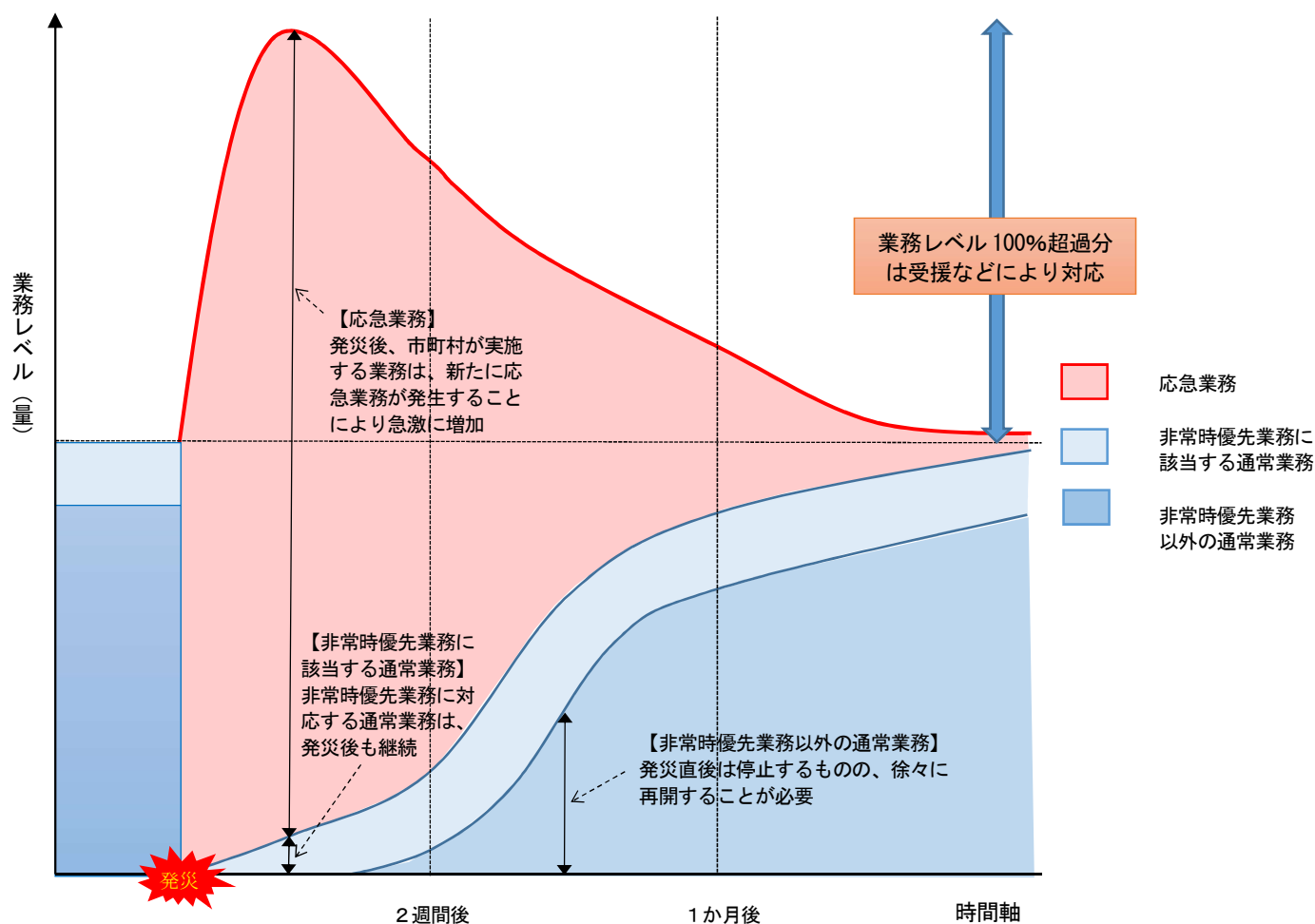


図 2 発災後に市町村が実施する業務の推移

(出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」(H28.2 内閣府))

業務継続計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

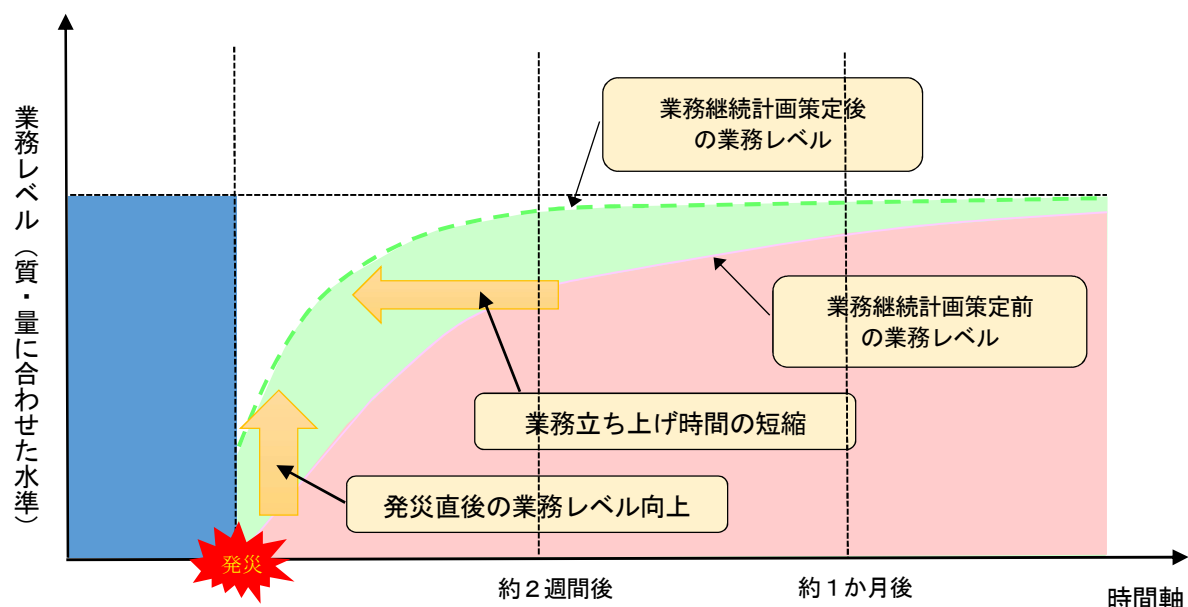


図 3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

3 業務継続計画と地域防災計画との関係

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地域防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）のための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などにより業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保にかかる記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（平成 28 年 2 月：内閣府）

4 業務継続計画策定の基本方針

(1) 業務継続計画の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて、業務継続を図るものとする。

- 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から 72 時間までは、人命にかかる災害救急業務に重点をおくことになるため、市民生活施設等の管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 市の公共施設(市民体育館、公民館、図書館等)は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント及び会議等は原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

(2) 計画の構成

本計画では、大規模地震発生時における業務継続について説明を行うため、計画の対象となる組織を明らかにし、始良市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における震災想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」の選定基準について説明するとともに、課単位で業務着手の目標時間を一覧表として示す。

(3) 計画の対象

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ・ 本庁及び総合支所の各部局
- ・ 各種委員会事務局（教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会）
- ・ 議会事務局

なお、消防本部及び水道事業部については、別冊対応とする。

(4) 非常時優先業務の選定

各所属（各課）単位で、非常時優先業務の候補のうちから、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、業務内容に応じて、発災直後（概ね 3 時間以内）、1 日以内、3 日以内、2 週間以内、1 か月以内の 5 区分に細分化して別途設定する。

なお、一覧表に記載のないその他の業務については、2 か月以内の再開を目標とする。

5 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は、策定後、職員に対する教育、訓練等を実施しながら、計画の実効性を確認し、高めていく必要がある。

必要資源についての点検、平時からの設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施することより、本計画に対する PDCA サイクルを確立する必要がある。

Ⅱ 災害の想定（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）

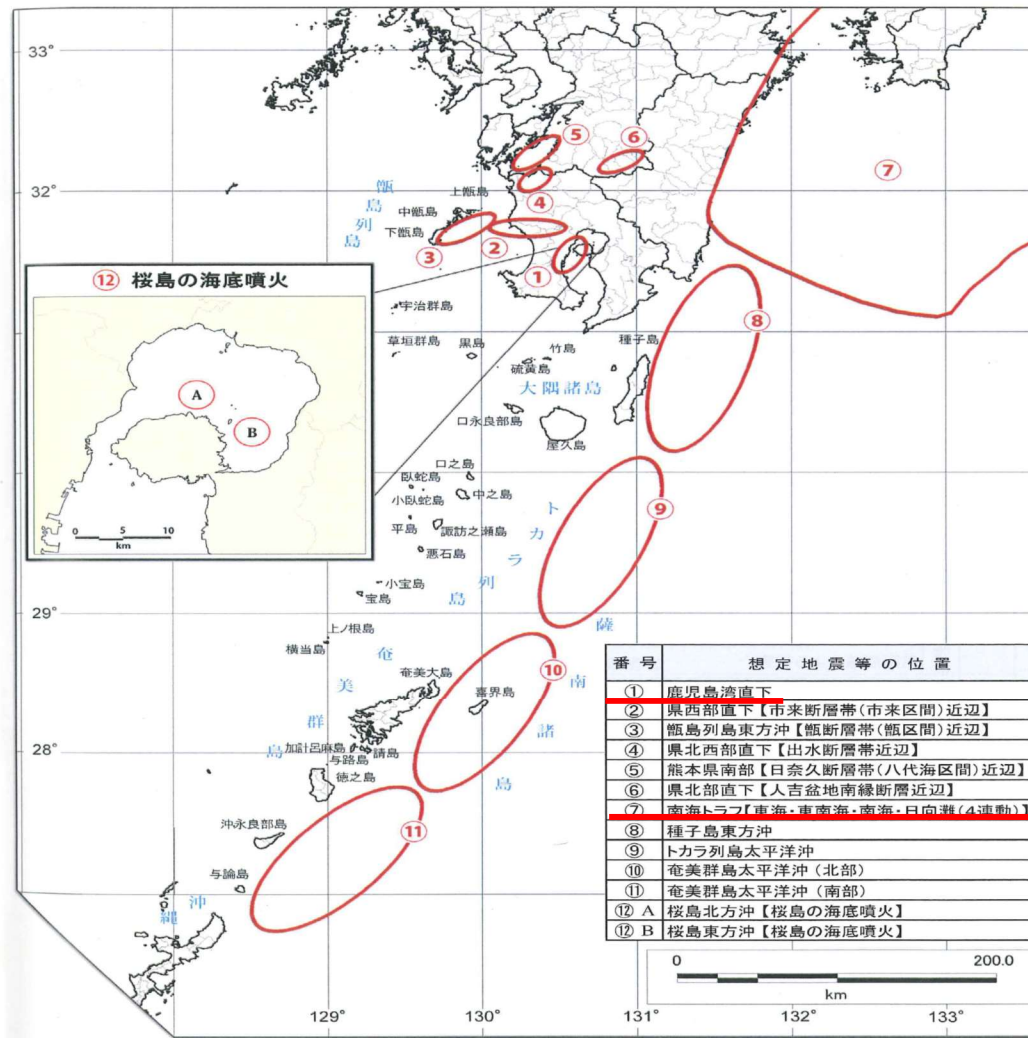
被害状況想定

想定災害（地震）

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。

このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「鹿児島湾直下地震」「南海トラフ地震（陸側ケース）」を想定地震とした。

想定地震等の位置（鹿児島県地震等災害被害予測調査）



想定地震の概要

想定地震の位置	気象庁 マグニチュード	モーメント マグニチュード	震源断層上端 震度 (km)	津波
鹿児島湾直下地震	7.1	6.6	3	○
南海トラフ地震 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震: 9.0 津波: 9.1	10	○

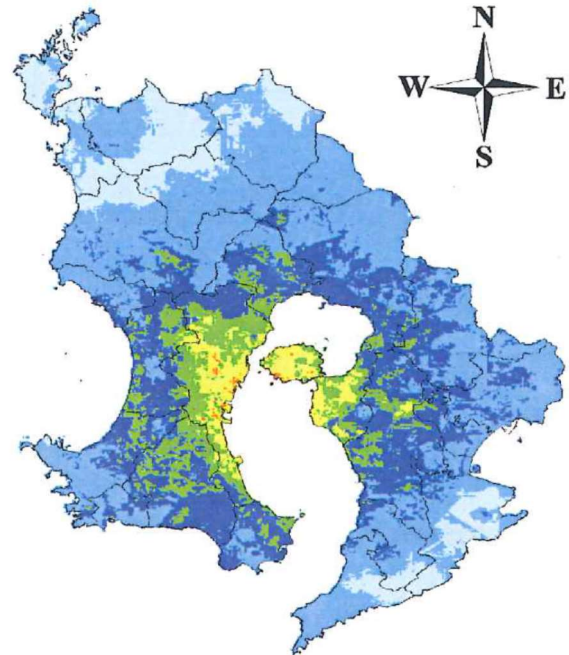
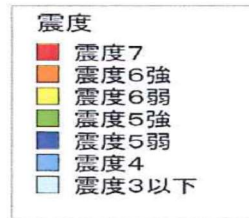
・鹿児島湾直下地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュードを算出し、断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（地震の破壊エネルギーの大きさを表す尺度）を求めている。

・南海トラフ地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュードを求めている。

鹿児島湾直下地震

(1) 地振動の想定結果

■最大震度：震度 6 弱



鹿児島湾直下地震の震度分布図
(鹿児島県地震等災害被害予測調査)

(2) 被害想定

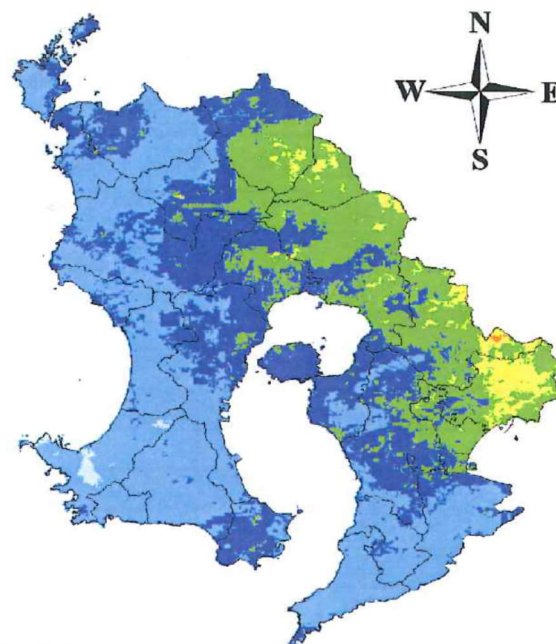
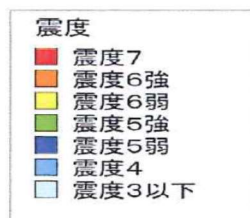
本市全体の被害想定結果と被害概況は、次のとおりである。

		現況、被害想定結果		本市の被害概況	
人 口	冬深夜	74,807 人		・多くが自宅で就寝中に被災。津波からの避難の遅れ。	
	夏 12 時	64,702 人		・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。	
	冬 18 時	70,238 人		・交通被害による人的被害が多い。	
建 物 被 害	建物棟数	42,926 棟		・市内の建物のうち、約 2,100 棟が全半壊する。 ・火災被害は僅か。 ・ブロック塀等の倒壊が 340 件発生。	
	全壊	410 棟			
	半壊	1,700 棟			
	火災	僅か			
人 的 被 害	死者	僅か		・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。 ・津波被害（自力脱出困難者は、津波から避難できない。） ・地震火災 ・避難者は、冬 18 時を想定。	
	負傷者	—			
	重傷者	—			
	避難者数	650 人			
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上水道	機 能 支 障 率	1 %	・各地で断水。（被災直後の断水が最も多い。）	
	下水道		1 %	・停電、地震の揺れ・液状化、津波浸水で機能支障をきたす。	
	電力		僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で停電が発生。	
	通信		僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で不通回線が発生。	
	ガス		21%	・冬 18 時を想定。プロパンガスは想定外。	
道路被害		—		・地震被害、津波被害で道路被害が僅かに発生。	

南海トラフ地震（陸側ケース）

(1) 地振動の想定結果

■最大震度：震度 6 弱



南海トラフ地震（陸側ケース）地震の震度分布図
（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

(2) 被害想定

本市全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害概況は、次のとおりである。

		現況、被害想定結果		本市の被害概況	
人口	冬深夜	74,807 人		・ 多くが自宅で就寝中に被災。津波からの避難の遅れ。	
	夏 12 時	64,702 人		・ 自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。	
	冬 18 時	70,238 人		・ 交通被害による人的被害が多い。	
建物被害	建物棟数	42,926 棟		・ 市内の建物のうち、約 5,700 棟が全半壊する。（冬 18 時）	
	全壊	1,100 棟		・ 火災被害は発生しない。	
	半壊	4,600 棟		・ ブロック塀等の倒壊は発生しないが、自動販売機の転倒、建物からの屋外落下が僅かに発生する。	
	火災	0			
人的被害	死者	僅か		・ 夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。	
	負傷者	僅か		・ 津波被害（自力脱出困難者は、津波から避難できない。）	
	重傷者	僅か		・ 地震火災	
	避難者数	1,600 人		・ 避難者は、冬 18 時を想定。	
ライフライン被害	上水道	機能支障率	41%	・ 各地で断水。（被災直後の断水が最も多い。）	
	下水道		2%	・ 停電、地震の揺れ・液状化、津波浸水で機能支障をきたす。	
	電力		僅か	・ 火災被害、地震被害、津波被害で停電が発生。	
	通信		僅か	・ 火災被害、地震被害、津波被害で不通回線が発生。	
	ガス		0	・ ガス被害は発生しない。プロパンガスは想定外。	
道路被害		—		・ 地震被害、津波被害で道路被害が僅かに発生。	

本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害とする。本庁舎等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

■本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項 目	被害状況の想定（復旧予想）
市 庁 舎 等	・ 始良庁舎、各支所、消防本部及び水道事業部所在地の予想震度は、震度6弱とする。 ・ 本庁舎、蒲生総合支所本館及び加治木総合支所北庁舎は損壊により使用できないものと想定する。
災害対策本部	・ 本庁舎が損壊により使用できないため、始良本庁2号館3階委員会室を代替災害対策本部室と想定する。
執 務 室	・ 本庁舎は震度6弱の揺れが予想され、建物の主要構造部の一部は座屈し、外壁には複数の亀裂が生じ、立ち入りは危険な状況である。また、蒲生総合支所本館及び加治木総合支所北庁舎も同様な状況である。他の施設の執務室内の状況は、固定されていない書籍等が転倒・落下、ガラスの破損・飛散、一部の天井板が落下しており、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
電 力	・ 商用電源は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。（全庁舎）
電 話	・ 始良庁舎の固定電話・FAXは、本庁舎損壊による交換機の損傷により使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。本庁舎以外の施設の固定電話・FAXは、回線の混雑により数日間は、つながりにくい状況が継続すると想定する。
県防災情報システム	・ 地上系については公衆電話の断裂、衛星系については設備の被災により、使用不可能になる可能性がある想定する。
情報システム	・ 発災直後は情報システムが使用できないものと想定し、電力等が回復する12時間以降に、順次復旧すると想定する。
エレベーター	・ エレベーターでは、閉じ込めが発生する。 ・ 発災後12時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。
空 調	・ 停電時には、空調機は使用不能と想定する。 ・ 発災後12時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。（全庁舎）
水洗トイレ	・ 停電・断水時には、利用できなくなるものと想定する。（全庁舎）
職 員	・ 休日・夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関等の途絶で参集できない職員がいると想定する。

Ⅲ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

①－１ 首長の職務代行の順位（市長部局）

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
副市長	総務部長	市民生活部長
始良市長の職務代理者に関する規則（平成 22 年始良市規則第 4 号）による。なお、職務代行順位は明記がないため、地域防災計画改訂時に記載し、文書により全職員に周知する。		

（参考）

教育長が不在の場合の代行順位

①－２ 職務代行の順位（教育部局）

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
教育部長	教育部次長 兼学校教育課長	教育総務課長

議長が不在の場合の代行順位

①－３

職務代行の順位（議会事務局）

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
副議長（副本部長）	議会運営委員長	総務委員長
・副本部長に事故あるときは、以下、議運長、総務委員長、産建委員長、文厚委員長の順に職務を代行する。 本部員：正副議長を除く、全議員		

②参集体制（全部局共通）

地震発生からの経過時間	職員の通勤距離により
1 時間後の参集	3 km 圏内の職員の約 6 割が参集可能 (考え方) 毎時 3 km の速さの連続歩行で参集すると考え、3 km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
3 時間後の参集	9 km 圏内の職員の約 6 割が参集可能 (考え方) 毎時 3 km の速さの連続歩行で参集すると考え、9 km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
12 時間後の参集	20km 圏内の職員の約 6 割が参集可能 (考え方) 20km を超えると帰宅困難になるとの想定があることから 20km 圏内の職員が参集可能。しかし、3 時間後の参集の考え方と同様の理由で 4 割が参集できない。
1 日から 3 日後までの参集	全職員の約 6 割が参集可能 (考え方) 12 時間後の参集の考え方と同様とし、20km 圏内の職員が参集可能。しかし、3 時間後の参集の考え方と同様の理由で全職員の 4 割が参集できない。
3 日から 1 か月後までの参集	全職員の約 9 割が参集可能 (考え方) 地震の発生 3 日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20km を超える職員も徐々に参集可能。 しかし、1 月後も職員の死傷等により、1 割が参集できない。

■各部・局の時期別参集人数(再任用者含み、一般職非常勤及び休業中の職員を除く)

部局名	人数	1 時間以内 参集可能者 3km 圏内 職員の約6割	3 時間以内 参集可能者 9km 圏内 職員の約6割	12 時間以内 参集可能者 20km 圏内 職員の約6割	1～3 日以内 参集可能者 全職員の 約6割	3 日～1 月以内 参集可能数 全職員の 約9割
加治木地域振興課	7	2	4	4	4	6
会計課	6	1	3	3	3	5
蒲生地域振興課	6	1	3	3	3	5
企画部	38	10	21	22	22	34
議会事務局	6	1	3	3	3	5
教育部	81	19	43	46	48	72
建設部	47	15	25	27	28	42
市民生活部	40	10	22	24	24	36
消防本部	100	28	48	60	60	90
水道事業部	21	5	12	12	12	18
選管・監査	4	1	2	2	2	3
総務部	94	28	50	53	56	84
農業委員会	6	1	1	3	3	5
農林水産部	35	4	15	20	21	31
保健福祉部	117	34	62	70	70	105
計	608	160	314	352	359	541
参集可能者割合		26.3%	51.6%	57.8%	59.0%	88.9%

平成 31 年 4 月現在

(参考) 参集体制【危機管理課：災害対策本部等関係】

区分		体制	参集課室・職員
地震	市域で震度 4 近隣市で震度 5 弱 以上	情報連絡体制	危機管理課職員 消防本部通信指令室員 危機管理事象の所管課
	市域で震度 5 弱 市域で震度 5 強	災害警戒本部 災害対策本部	各対策部長及び班長 各対策部長及び配備に必要な職員
一般災害	気象警報発令	情報連絡体制	危機管理課職員 消防本部通信指令室員 危機管理事象の所管課
	小規模な災害発生 避難勧告、指示発令 が必要とされる	災害警戒本部 災害対策本部	各対策部長及び配備に必要な職員 各対策部長及び始良市災害対策本部 規程（平成 22 年始良市訓令第 66 号） 第 11 条により指定した配備職員

※ 農林水産部、教育部、農業委員会、市民課、生活環境課（一部）、税務課、秘書広報課、都市計画課は個別に参集体制を策定。

Ⅳ 本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

1 始良本庁

【危機管理課関係】

本庁舎本館の2階部分に危機管理課の執務室と無線室があり、防災対策に関する業務を行っていることから、災害対策本部の設置場所は当該箇所となるが、災害想定により本庁舎は使用不能となることから、災害対策本部の代替施設として2号館を位置づけ、地域防災計画に記載している。

平成30年度末に、防災行政無線を2号館へ移設。

(本庁) 代替庁舎リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害(無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災等)	非常用発電機/燃料	通信機器 ¹	情報システム ²	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
本庁舎2号館	H7 ○	○	○	○	○	燃料(4h) 発電機2台	有	有	備蓄無	有	○	○
本庁舎3号館	H2 ○	○	○	○	○	無	無	無	備蓄無	有	○	○
本庁舎5号館	H22 ○	○	○	○	○	無	無	無	備蓄無	有	○	○
消防庁舎	H26 ○	○	○	○	○	燃料(24h)	消防救急無線(260MHz) 防災相互無線(400MHz) 防災無線 衛星携帯電話	県防災情報システム	備蓄無	有	○	○
中央図書館	H9 ○	○	○	○	○	無	無	無	備蓄無	有	○	○

※ 商工観光課は所管施設を代替庁舎として検討。

¹ 代替庁舎リスト中の通信機器とは、防災無線、消防無線、衛星携帯電話、災害時優先電話等災害時の非常用回線とする。

² 代替庁舎リスト中の情報システムとは、防災関係の情報システムとする。

2-1 加治木庁舎

- ・ 北庁舎は、損壊により使用不能。南庁舎・北庁舎とも同じ頃の建築年であり、使用不能になる可能性が高い。
- ・ 保健センターを代替施設として想定。

(加治木庁舎) 代替庁舎リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害(無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災等)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
保健センター	S60 RC	○	○	○	○	1台	無	無	備蓄無	有	○	○

2-2 教育部局関係

災害対策本部設置場所として、次の「代替庁舎検討用リスト」を候補とし、始良公民館を最も有力と位置付けている。

代替庁舎の第2候補としては、耐震性のある松原なぎさ小学校を位置づける。

市内の各小中学校や幼稚園等に的確な児童生徒の安全対策、減災対策の指示、避難所開設の指示など、様々な災害後の学校等への指示・指導する対策本部の役割を果たすため、「始良公民館」又は「松原なぎさ小学校」に一時的に代替の事務所を置き、各学校等の教育関係機関や市民・保護者等との連絡・調整を行うと共に、各学校等への適切な指示・指導が行うことができるようにする必要がある。

(教育部) 代替庁舎リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害(無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災等)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
始良公民館	S44 建築 H26 大規模改修(第1次) ○	○	○	○	○	×	無	無	△ (対応可能)	○	○	○
松原なぎさ小学校	H26 建築 ○	○	○	○	○	○	無	無	△ (対応可能)	○	○	

3 蒲生庁舎

- ・ 蒲生庁舎別館において復旧作業を行い、できるだけ早い機能回復に努める。
- ・ 蒲生庁舎別館が機能しない場合は、状況によって蒲生公民館、蒲生体育館を想定
- ・ 蒲生庁舎本館については、当面、別館3階に臨時執務室を設け、市民対応については、別館1階警備員室を総合窓口として職員を置き対応、3階に上がれない人は、職員が降りて対応する。
- ・ 別館2階会議室を市民相談窓口として総合的に対応。

(蒲生庁舎) 代替庁舎リスト

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害(無の場合○)	代替庁舎候補
		津波	液状化	洪水	その他(土砂災害・火災等)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水・食料、トイレ等	事務機器・備品		
蒲生庁舎別館	S61 RC	○	○	○	○	2台	有	有	対応可能	有		○ 本館代替
蒲生公民館	S53 RC	○	○	○	×	×	無	無	対応可能	有	地震	○
蒲生体育館	H15 RC	×	×	×	○	×	無	無	対応可能	有		○

※1 農政課、耕地課、林務水産課は所管施設又は近隣施設を代替庁舎として検討。

4 あいら清掃センター、クリーンセンター、あいら斎場

- ・ 3施設とも市内に代替施設なし。
- ・ 他市町村と協定等の締結なし。(あいら斎場)
- ・ 鹿児島県及び始良伊佐地区し尿処理施設連絡協議会があり、災害時には連携し対応する。(あいらクリーンセンター)

V 電気、水、食料等の確保

1 市長部局

(本庁)

①－1 非常用発電機と燃料の確保（危機管理課関係）

非常用発電機 (2) 台
燃料備蓄 (24) 時間分
電力供給先 災害対策本部フロア 防災行政無線設備、移動系デジタル無線設備、県防災情報ネットワークシステム 全国瞬時警報システム (J - A L E R T)、E m - N e t システム等

①－2 非常用発電機と燃料の確保（情報政策課関係）

非常用発電機 (1) 台
燃料備蓄 (4) 時間分
電力供給先 基幹系サーバ、主通信機器 (大型蓄電池装置は瞬電対策の装置で、停電から 10 数秒後に 2 号館屋上の電算機専用自家発電機が作動し、約 3 ～ 4 時間供給される。燃料補給は 2 号館 1 階の庁舎用自家発電室内にある燃料タンクからポンプアップし給油する。) * なお、供給電力は、基幹系サーバを安全にシャットダウンさせる又は必要最低限、1 号館の主通信機器に対し電力を供給するためのもの。 情報系サーバ (サーバ及び通信機器は、無停電電源措置により 10 分～20 分間の供給はされる。その後は商用電源が復旧するまではすべてのシステムを利用できない。)

(加治木総合支所)

①－3 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機 (2) 台
燃料備蓄 (2) 時間分
電力供給先 北庁舎 2 階フロア及び南庁舎 1 階フロアの非常用電源

(蒲生総合支所)

①－４ 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機 (2) 台
燃料備蓄 (2) 時間分
電力供給先 防災行政無線設備、別館２階フロア、宿直室

(出先等)

①－５ 非常用発電機と燃料の確保（北山診療所）

非常用発電機 (1) 台
燃料備蓄 (20) 時間分
電力供給先 診療所の照明及び一部非常用電源

①－６ 非常用発電機と燃料の確保（あいら清掃センター）

非常用発電機 (1) 台
燃料備蓄 (12) 時間分
電力供給先 ・ あいら清掃センター及びあいら最終処分場 (自動給水ユニット、ごみクレーン、機器冷ポンプ類、空気圧縮機、冷却塔、 消火ポンプ、プラットホーム出入口扉、ごみ投入扉、防災電源、計量器等)

①－７ 非常用発電機と燃料の確保（あいらクリーンセンター（生活環境課））

非常用発電機 (1) 台
燃料備蓄 (7) 時間分
電力供給先 あいらクリーンセンター受入設備のみ。

①－７ 非常用発電機と燃料の確保（あいら斎場）

非常用発電機 (1) 台

燃料備蓄	(6) 時間分
電力供給先	あいら斎場 (火葬炉運転)

② 水、食料等の備蓄 (職員用)

職員用の水、食料等の備蓄は行わず、災害時の協定を締結している事業所に協力、提供を求め対応。 出先については、一部施設 (あいら清掃センター、あいらクリーンセンター) で備蓄している。

2 教育部局

現時点の状況

①非常用発電機と燃料の確保
非常用発電機 (0) 台
燃料備蓄 (0) 時間分
電力供給先 災害対策本部フロア (\)
②水、食料等の備蓄
水 (0) 日分 食料 (0) 日分 仮設トイレ (簡易トイレ 0 日分、携帯トイレ 0 日分) 消耗品等 (0) 日分

VI 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

現時点の状況

通信機器の確保	
防災行政無線（移動系）（１１）回線	・ 本庁 7 回線 ・ 加治木総合支所 3 回線 ・ 蒲生総合支所 1 回線
災害時優先電話（１１）回線	衛星携帯電話（２）台
【保健年金課】（北山診療所） 携帯電話 1 台 【生活環境課】（あいらくリーセンター） 衛星携帯電話 1 台	
消防本部（固定 4 回線、携帯電話 4 台）	・ 災害時優先電話（４回線） 通信司令室、中央消防署 始良分遣所、蒲生分遣所 ・ 携帯電話（４台） 警防課、通信司令室 中央消防署、始良分遣所
・ 防災行政無線（移動系）を災害時に有効に活用するため、平常時から必要に応じて使用している。 ・ 民間事業者との防災訓練で衛星携帯電話を使用した訓練を実施している。 ・ 毎年度、防災行政無線（移動系）の使用訓練を実施する。 ・ 緊急時連絡先リストは作成済。 ・ 職員個人の携帯電話を使用 ・ 施設内は無線機等有。情報伝達可能。外部との情報交換が現通信機器では対応できない可能性がある。（あいらく清掃センター） ・ 毎月 1 回衛星携帯電話、通信テストを行っている。運営管理委託業者の緊急連絡体制表あり。（生活環境課・あいらくリーセンター）	

VII 重要な行政データのバックアップ

1 現状等

1 喪失した場合に元に戻すことが不可能、相当困難な情報

- ① 住民基本台帳
- ② 国民健康保険、介護保険業務に関する情報
- ③ 税金、水道料金等の収納状況に関する情報
- ④ 許認可の記録・経過等の情報
- ⑤ 重要な契約・支払い等の記録の情報

2 災害後すぐに使用する情報（非常時優先業務を支援する重要システムに関するデータ）

- ① 重要システム及びデータ等の復旧に不可欠な図面や仕様書等の書類
- ② 住民記録、外国人登録
- ③ 介護保険等社会保障制度の受給者情報
- ④ 障がい関係情報
- ⑤ 道路その他の復旧に重要なインフラの図面またはそのデータ
- ⑥ 情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様
- ⑦ 自治会長、地区公民館長、行政連絡員等役職員データ

現時点の状況

- ・ 非常時優先業務を支援する重要システムの前日のバックアップデータは、情報政策課内に保管している。
- ・ 基幹系システムの月次のバックアップデータは、情報政策課外のデータ保管庫に保管している。

Ⅷ 非常時優先業務の整理

1 業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	継続通常業務	通常業務のうち、業務の規模を縮小、方法の工夫等により続行する業務 ・市民の生命、健康、財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務（出生・死亡届等の戸籍受付等）
	災害応急対策業務	災害発生時に行う業務 ・地域防災計画「災害応急対策」における業務 ・地域防災計画「災害復旧・復興」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務（災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免など）
停止・休止業務		通常業務のうち、停止・休止する業務 ・一定期間（1月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、停止・休止することがやむを得ない業務（職員研修など）

2 非常時優先業務選定基準表

優先度	業務開始目標時間	選定基準	該当する業務の考え方	代表的な業務例
S	3時間以内	発災後直ちに着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、ただちに対策を講ずべき業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設	① 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ② 被害の把握（被害情報の収集、伝達、報告） ③ 災害発生直後の火災、対策業務（消火、避難、警戒、誘導等） ④ 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ⑤ 避難所の開設、運営業務 ⑥ 組織的な業務遂行に必要な

				な業務（公印管理等）
A	1 日以内	遅くとも発災後 1 日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・応急活動（救助、救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の継続	① 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ② 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上水道、交通等） ③ 衛生環境の回復に係る業務（防疫・保健衛生活動） ④ 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ⑤ 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き） ⑥ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） ⑦ 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
B	3 日以内	遅くとも発災後 3 日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	① 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ② 市街地の清掃に係る業務（ごみ、瓦礫処理等） ③ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ④ 業務システムの再開等に係る業務
C	2 週間以内	遅くとも発災後 2 週間以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に影響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務	・復旧、復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	① 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ② 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ③ 教育再開に係る業務 ④ 金銭の支払い、支給に係る業務

				る業務（契約、給与、扶助費等） ⑤ 最低限の窓口業務の一部再開（届出受理、証明書発行等）
D	1 か月以内	遅くとも発災後 1 か月以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に影響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務	・応急復旧業務の完了 ・その他の行政機能の回復	・窓口業務の再開範囲拡大 ・その他の業務

＊ 部署ごとの非常時優先業務については、「始良市業務継続計画 別冊 非常時優先業務一覧」を参照。

IX 今後の検討課題

各項目に関する今後の検討課題

Ⅲ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制について	- 出張スケジュールを一元的に管理し、首長の職務代行者3人の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名するなどの代行順位の運用方法を定める。 - 人事異動と併せて毎年、参集体制を見直すことを義務付ける。 - 大規模災害等での夜間・休日における職員の参集体制について、訓練等を実施し検証する必要がある。												
Ⅳ 代替庁舎の特定	【行政管理課】 - 代替庁舎と避難所の関係の確認 【危機管理課】 大規模災害時には、本庁舎の業務機能が失われることは十分考えられることから、平時から有事を想定して、災害対策及び情報伝達等の機能維持確保に努める必要がある。 本庁舎が被災し使用ができなくなった場合は、災害対策本部機能を2号館3階委員会室へ移設する必要がある。 【情報政策課】 - 非常時優先業務を支援する情報システムの主処理装置の設置場所として、次の選定要件を満たす代替庁舎となるべき施設は現在のところ不存在である。 <table border="1" data-bbox="507 1294 1385 1888"> <thead> <tr> <th>選定要件</th><th>適合・不適合の判断材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対災害性の高い建物</td><td>公的評価基準を満たし、本庁舎と同時罹災しにくい施設であること。</td></tr> <tr> <td>津波・浸水の被害を受けない立地</td><td>行政区域内で、県又は市が公表している津波浸水想定最高津波水位より高い海拔にある施設であること。</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>サーバ・ラックあたり6KVA以上の電力供給が可能であり、かつ、冗長電源(非常用電源)設備を備えていること。</td></tr> <tr> <td>通信等設備</td><td>総合行政ネットワーク(LGWAN)等が利用可能であること。</td></tr> <tr> <td>セキュリティ管理、空調、床荷重</td><td>入退室の抑制や室内の温度・湿度の調整をする機能を備えていること。 床耐荷重は1,200kg/m²以上であること。</td></tr> </tbody> </table> - 市所有施設で代替庁舎となり得る施設を令和元年度までに決定できるよう検討する。 - 市所有の施設で代替庁舎を選定することができない場合	選定要件	適合・不適合の判断材料	対災害性の高い建物	公的評価基準を満たし、本庁舎と同時罹災しにくい施設であること。	津波・浸水の被害を受けない立地	行政区域内で、県又は市が公表している津波浸水想定最高津波水位より高い海拔にある施設であること。	電源設備	サーバ・ラックあたり6KVA以上の電力供給が可能であり、かつ、冗長電源(非常用電源)設備を備えていること。	通信等設備	総合行政ネットワーク(LGWAN)等が利用可能であること。	セキュリティ管理、空調、床荷重	入退室の抑制や室内の温度・湿度の調整をする機能を備えていること。 床耐荷重は1,200kg/m ² 以上であること。
選定要件	適合・不適合の判断材料												
対災害性の高い建物	公的評価基準を満たし、本庁舎と同時罹災しにくい施設であること。												
津波・浸水の被害を受けない立地	行政区域内で、県又は市が公表している津波浸水想定最高津波水位より高い海拔にある施設であること。												
電源設備	サーバ・ラックあたり6KVA以上の電力供給が可能であり、かつ、冗長電源(非常用電源)設備を備えていること。												
通信等設備	総合行政ネットワーク(LGWAN)等が利用可能であること。												
セキュリティ管理、空調、床荷重	入退室の抑制や室内の温度・湿度の調整をする機能を備えていること。 床耐荷重は1,200kg/m ² 以上であること。												

	は、隣接市町・県の所有する公的な施設や民間の施設の利用に関する協定等を締結し、代替庁舎を確保できるよう検討する。 ・ 市に隣接する市以外の施設で代替庁舎を選定することができない場合は、堅牢なデータセンターの設備を利用したクラウドシステムに順次移行し、不測の事態に備えることを検討する。 【加治木総合支所】 ・ 固定電話は、数日間つながりにくい状況と想定するので、その間の電話に変わる通信手段の確保について検討が必要。 【教育部】 ・ 代替庁舎を災害対策本部と調整し、決定する。 ・ 庁舎の改修は「代替庁舎検討用リスト」に記載の施設を優先とすることを検討する。 ・ 代替庁舎の耐震性は確保されているものの、書架・ロッカー等の什器類の転倒防止措置は講じられていないことから、代替庁舎としての機能が即時に発揮できるよう、設備の耐震性を高める措置を講じる必要がある。 ・ 本庁舎災害対策本部等との連絡調整を的確に行うため、衛星携帯電話等による情報システムを構築する必要がある。 【蒲生総合支所】 ・ 本庁との情報通信手段として、電話に代わる媒体の確保 【出先】 ・ 被災及び長期の停電等による、稼働停止の懸念がある場合の、仮置き場等の確保。近隣市町村の施設との連携を図る。（あいら清掃センター） ・ 大規模災害等火葬が出来なくなった状況を想定し、近隣市町村の施設と連携が図られるよう協議会等を設置するよう検討する。（あいら斎場）
V 電気、水、食料等の確保	【行政管理課】 ・ 起動点検を毎年度実施する。 ・ 備蓄消費後の燃料確保のため、事業者との協定を結ぶ。 ・ 大型発電機の確保 ・ 電源供給コンセントの確認 ・ 非常時優先業務による選別、優先順位の確認

	【危機管理課】 ・ 非常用発電機の起動試験を月 1 回実施する。 ・ 水、食料等の確保について検討する。 (職員用の水、食料等の確保について、明文化。協定の見直しや各自で調達してデスク周りやロッカーに保管するなど。) ・ 仮設トイレの購入又はリースについて検討する。 【保険年金課（北山診療所）】 北山地区において、大規模災害等が発生した場合には、診療所に多くの被災者（患者）が搬送されることが予想されるが、現段階では常勤医師も不在で、受け入れられる状態にない。看護師により可能な範囲で処置を行い、救急車やドクターヘリ等による緊急搬送を依頼することになるが、最低限の備蓄を含め、体制が整っていないため、その体制を検討する。 【情報政策課】 ・ 本庁 2 号館屋上の電算機器専用自家発電装置(燃料補給は 2 号館 1 階の庁舎用自家発電室内)は商用電源の停止から 10 数秒後に作動し、各フロアに設置された非常用コンセントに電力供給されるが、非常時優先業務に係るシステムを稼働させるための機器類へ優先供給できるよう検討・整理する。 ・ 電算機器専用自家発電装置の燃料補給について、事業者と「非常用電源の燃料に関する供給契約」等を締結するなどして、優先的な燃料補給が担保できるよう確保手段を検討する。 【生活環境課関係】 ・ 長期の停電等に備え、非常用発電機の給油方法及び燃料確保及び現在の手動方式から自動方式への変更を検討する。(あいら清掃センター) ・ 火葬炉は、発電機の電源で運転が可能であるが、燃料タンクが満タンで 6 時間の可動である。また火葬用の燃料タンクが満タンで通常の火葬炉運転（1 日 6 件）が 10 日間できる。大規模な災害時に燃料の調達が出来よう、燃料供給事業者と協定等の締結を検討する。(あいら斎場) 【学校等】 ・ 各学校への防災・減災のための物資・備品の備蓄を検討する。
--	--

	地震の震動が収まってからの避難行動や、下校及び学校に待機することなどの事態を想定した上での、それぞれ必要となる物資をリストアップすると共に、それらをどこにどのように保管していくかについても検討する。
Ⅵ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	- 災害対策本部や市長が使用するための衛星携帯電話（１台）の増設を検討する。 - 衛星携帯電話の使用訓練を追加する。 - 衛星携帯電話の通話試験を月１回実施する。 - 消防本部整備の半固定式消防救急無線機を災害対策本部へ設置する。 - 電話に代わる緊急通信手段の配備を検討する。 - 緊急時連絡先リスト（システム関係等の業者）作成を検討する。 - 発災後でも送受信できる可能性があるソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）やインターネットメールのほか、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスなど、可能な安否報告手段等の活用を検討する。 - 緊急時連絡先リスト（電話、ＦＡＸ）の相手方に非常時につながるか確認する。 - あいらびゅーＦＭへの情報提供手段を確保する必要がある。 - 電話交換機の設置箇所（本館２階に設置していることから。） （防災行政無線（移動系））災害時優先電話については、定期的にテストを実施（充電台から外した瞬間に電源が落ちることがある。） - 関係者間の通信手段の確保。
Ⅶ 重要な行政データのバックアップ	- 現行のバックアップデータは、重要システムが稼動していることを前提としたデータ形式で保管しているため、重要システムが利用できない場合を想定し、単体のパソコンでも確認できるデータ形式によるバックアップデータの保管も検討する。 - 外部のデータセンターの設備を利用したクラウドシステムに順次移行し、重要システムを含めてバックアップできるよ

	う検討する。 ・ 毎月 1 回、月末にコピーをとって同時被災しない場所にバックアップデータとして保管する。 ・ バックアップデータを代替コンピュータ上で迅速に利用できるようにするための訓練を毎年度実施する。 ・ 保管やバックアップ状況を確認する行政データの対象拡大を検討する。 ・ 永年保存文書や図面は、可能な限りデータ化し、保存する。
VIII 非常時優先業務の整理	時点ごとの参集可能な職員数を把握し、それに見合う業務量になるよう、非常時優先業務の時間的優先順位を決める。